

# 接着たて継ぎ材についての検査方法

## 1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う接着たて継ぎ材についての検査方法を規定する。

## 2 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

### a) 最終製品における検査

- 1) 検査を分けて理化学検査（含水率試験、煮沸繰返し試験及び減圧加圧試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 2) 理化学検査は、抽出して行う。
- 3) 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には、各個に行ってもよい。
- 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**箇条3**に定めるところによる。

### b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、**箇条4**に定めるところによる。

## 3 最終製品における検査

### 3.1 第1種検査方法

#### 3.1.1 抽出の割合等

##### a) 理化学検査

樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0015**の**A.1**による。

##### b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に**表1**の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料接着たて継ぎ材を抽出する。

表1—外面検査における接着たて継ぎ材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料の数
	50 以下	8
51 以上	90 以下	13
91 以上	150 以下	20
151 以上	280 以下	32
281 以上	500 以下	50
501 以上		80

#### 3.1.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

JAS 0015 の箇条 6 によって試験を行い、その結果、JAS 0015 の A.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

3.1.1 b)の規定によって抽出した試料の単位体ごとに各試料接着たて継ぎ材について JAS 0015 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 5 の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に合格とする。

表 5—接着たて継ぎ材の外面検査の合格とする数

試料の数	合格とする数
8	7
13	11
20	17
32	27
50	43
80	70

単位 本

### 3.2 第 2 種検査方法への移行

3.1 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものが連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.3 に定めるところによる。

### 3.3 第 2 種検査方法

#### 3.3.1 抽出の割合等

a) 理化学検査

3.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、3.1.1 a)中“樹種及び製造条件”とあるのは“3.2 の規定によって検査が 3.3 に定めるところによることとなった接着たて継ぎ材で樹種及び製造条件”と、“20 日分”とあるのは“50 日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に 8 本の試料接着たて継ぎ材を抽出する。

#### 3.3.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

3.1.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

3.3.1 b)の規定によって抽出した各試料接着たて継ぎ材について JAS 0015 に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が 6 本以上であるときは、当該検査荷口の接着たて継ぎ材をその等級に合格とする。

### 3.4 第 1 種検査方法への移行

3.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.1 に定めるところによる。

## 4 製造工程における検査

### 4.1 抽出の割合等

樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として1日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔接着たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（令和3年2月24日農林水産省告示第295号）の**2.2.2 d**）に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕に定めるところによる。

### 4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。

制定等の履歴

制 定：令和3年2月24日農林水産省告示第296号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和3年2月24日農林水産省告示第296号

令和3年3月26日から施行する。